

## 第 21 話 米手形(銀切手)禁止令とお米屋さんとの知恵比べ

米価の乱高下に浪花のお米屋さんたちが知恵を絞ってあみだした「つめかえし(第 18 話)」でしたが、幕府は理解しようとはしません。米価が一定なら保険など必要はない。豊作や凶作、需給関係よりも幕府が決めた値段で取引することが肝要だと、町人マーケットに価格をゆだねるなんて気持はサラサラなかったのです。

ところがどっこい米価は生きもの。三代将軍家光の時代までは 1 石(150 kg)あたり銀 20 匁ほど(60 匁=10 万円、約 3 万 3 千円)でしたが、インフレが押し寄せた承応年間(1652)には 35 匁(同 5 万 8 千円)に突入したのです。

ちなみに当時の通貨は三貨制で、金・銀・銭の貨幣がそれぞれ通用していて、東の<sup>きんづか</sup>金遣い、西の<sup>ぎんづか</sup>銀遣いという具合に流通する地域が分かれています。金 1 両は金 4 分、1 分は金 4 朱という四進法でしたが、商売では不便だということで、大坂では銀を重さ(秤量貨幣)で十進法をとり入れていました。江戸と大坂とは通貨が違っていたのです。金と銀には公定の交換率があつて時代で多少の違いはありますが、「1 両=銀 60 匁」と決めていました。しかし、浪速商人はこれを鵜呑みになんてしません。北浜の大阪証券取引所は昔の金相場会場で、現在の円安ドル高などと同じように通貨(金と銀)の取引をしていたのです。

米価の表示も、上方では「コメ 1 石につき銀〇〇匁〇〇分」と呼び、江戸では「金 1 両についてコメ〇〇石〇〇斗」と表しましたが、幕府は米価激動の犯人は大坂の米市にちがいないと、承応 3 年(1654)の<sup>まちぶれ</sup>町觸で転々売買の禁止令をだします。コメの取引である以上、米切手を現物に換えたうえで売買するのが道理。蔵屋敷から現物を引き出さずに証券のまま「転々売買」するのはカラ売買であり、それが米価高騰の犯人だとして禁止を迫ったのです。

「つめかえし」は価格保険ですから、現物よりも証券のまま差金だけを受け渡しをすれば効果は充分ですが、泣く子と幕府には勝てません。それからは現物取引を装って取引を継続するようになります。米価は万治 3 年(1660)になるとさらに高騰して 50 匁(同 8 万 3 千円)を超えてしまい、こんどは米手形(銀切手)の禁止を迫りました。淀屋米市では 3 割の手付金を支払ったことを証明する米手形も、米切手と同様に売買の対象にしていたのです。この命令で米切手だけの取引になったのですが、困ったことが起きました。保険つなぎのコストが高くなるという難問が残ってしまったのです。

## 第 22 話 保険のために買う人と、後で買い戻すのに売る人で先物取引が誕生

保険つなぎ(つめかえし)は、米価が高くなるのが心配な人が代わりになる米切手か米手形を購入しておき、後で売って値上がりリスクをカバーする買いつなぎと、在庫品の値下がりリスクには、両替商で米切手か米手形を借りてきて売りつないでおき、値下がりしたところで買い戻して価格保険を成立させる技術でした。

この方法は蔵屋敷から現物を引きださずに証券のまま次々と取引するため、幕府にはカラ売買に見えたのでしょうか。万治3年(1660)になると米手形(銀切手)の売買を禁止します。しかたなくお米屋さんたちは倉荷証券の「米切手」だけを保険の対象にしましたが、問題が残りました。価格変動に対する保険のコストがその分だけ高くなってしまったのです。3分の1の敷銀でよかった米手形に比べ、米切手は全額ですから、3倍もの資金が寝てしまうのです。収益目的ではなく損失を防ぐための保険ですからコストの上昇は大問題でした。が、どっこい浪速商人の知恵と才覚は驚くばかりだったのです。

米市には、米切手など必要もないのに保険のために買う人と、保険のため、後で買い戻すのは分かっているながら売る人がいるのです。だとすると、その者同士なら米切手を介入させなくても取引が成立することに気づきました。舌を巻くばかりの知恵だと思いませんか。まず取引の基準にする米切手の銘柄を建物(基準)米として定めておきます。値下がりが心配な人は、建前にすぎない架空の米切手を売った事にするのです。反対に値上がり不安な人は保険のために帳面上で架空の米切手を買い取ったことにします。その後、建物米の値動きをみながら、買っている人は転売して精算し、売った者は買い戻したことにして、実際の値動きの差額を精算すれば「つめかえし」と同じ保険の効果があることに気づいたのです。

いかがです、カラ売買ですが、値動きは実物米そのものですから経済的機能はバッチリ。これこそ現代のフューチャーズ、先物取引の原型でしょ。ただ、お米屋さんだけだと抱えるリスクも偏<sup>かたよ</sup>りますので売買が成立しにくくなります。そこに登場するのが危険を引き受けるリスク・テーカー、投資家の皆さんです。米切手は介入しませんから先物取引には誰もが参加できますし、売買する人達が多ければ流動性が高まり、期間の到来前に転売や買い戻しも自由になって、必要な期間だけの保険設計ができます。投機家という名の消費者まで加わって成立した米価ですから、公正な価格とみなされて、日本の基準値として全国津々浦々まで伝わっていったのです。

## 第 23 話 いはらさいかく 井原西鶴さんが日本永代蔵で描いた米市の賑わい

淀屋米市には、保険つなぎや投機家の資産運用の注文が殺到するようになりました。当時、どのくらいの出来高があったのかなど詳しい資料は残っていません。なにしろ江戸幕府は「先物取引はカラ売買」という理由で許さないため、すべて現物か米切手の取引に見せかけるしかなく、記録が残っていないのも当然です。

ところが、その立会い風景を面白く描いた人物がいました。『好色一代男』で有名な井原西鶴さんです。大坂の裕福な町人の子として寛永 19 年(1642)に生れ、米市が堂島に移る 4 年前の元禄 6 年(1693)に 52 歳で没していますが、貞享 5 年(1688)に書いた「日本永代蔵・巻一」のなかで淀屋米市を取り上げているのです。

[そう 忽じて北濱の米市は、日本第一の津つなればこそ、一刻の間に、五万貫目のたてりあきない 商 もあることなり]

—北濱、つまり淀屋米市は日本第一の津つ(港町)のマーケットだったから、一刻、2 時間ほどの間に五万貫目の「たてりあきない 商 」(セリによる競売買)もあることなり。

銀 5 万貫目は当時の相場で約 120 万石のおコメです。大坂に入ってきたおコメは年間で 150~200 万石でしたから、たったの 2 時間まの間に 120 万石の現物の売買というのは眉唾まゆつばもの。今も昔も小説家という種族(私を除いて)は大げさで刺激的な文章を書くものですが、実はこれ、デリバティブ取引、先物取引だとすると体感できない数量ではないのです。

西鶴さんが筆をとったのは、幕府が先物取引を許可する 42 年も前のことになりますが、市場はザラバ取引で、現代では常識ですが多くはデイトレード、つまり 1 日のうちに売り買いのポジションを整理して精算する「日計り」ひぼかが主でした。当時の口銭こうせん(手数料)は売り買いのポジションを翌日に持ち越すたびに再度支払うきまりで、「夜越米」といって翌日に持ち越すよりも、その日のうちに精算して翌日に新たに建玉たてぎよく(新規注文)するほうが多かったのです。なにしろ電話もない時代ですから、投機玉など追敷(追証)の請求でバタバタせずすみすし、夜離れ(一晩のうちに相場が大きく変動する)の危険もなく、敷銀しきぎん(委託証拠金)を安くしても足あし(預かった証拠金よりも多額の損)の心配がありません。

取引に参加する場立ちは千人を超え、1 枚の取引は 100 石単位、120 万石の出来高は 1 万 2 千枚ですから、午前中 2 刻で午後は 1 刻だと 3 万 4 千枚。いかがです身近な数字になるでしょ。西鶴さんをほら吹き野郎だなんて、どの口が言わせたのですか？

## 第 24 話 お米屋さんは日本一の大商人、人も心も太っ腹です

井原西鶴いはらさいかくさんは「日本永代蔵・巻一」で淀屋米市のことを「そうじて北濱の米市は、日本第一の津なればこそ……」と、デイ・トレードが盛んだったことを描いていますが、カラ売買はけしからぬという理由で先物取引を禁止していた幕府も、承応年間の記録に「順々に手形を売渡、約束の日限を相延ばし候にて、一枚の手形(米切手)が一日の内に十人の手に渡り、米高値になると申し候」と書き残して、[一刻の間に、五万貫目のたてりあきない 商 もあることなり]と、筆を走らせた西鶴さんのことを単なるホラ吹きだとはいえません。

1枚の米切手を1日のうちに10回も現金で売買するなんて普通では考えられません。札束が飛び交ったのではなく、帳面に取引経過を記録しておき、あとで売り買いの差金だけを決済する先物取引をしていたのです。市場の様子と投機についても次のように書いています。

「その米は蔵々にやまをかさね、夕の嵐あした、朝ひよりの雨、日和を見合、雲の立所をかんがえ、夜のうちの思いいれにて、売る人あり買う人あり、壺分式分をあらそいて人の山をなし」

—投機家は天候をみておコメの豊凶を考え、前日に十分に相場の予想をたてておいて、1分、2分の値動きを競いながら売買する。

「互におもて 面を見しりたる人には、千石、万石の米をも売買せしに、てうち 両人手打て後は、のち 少も是に相違なかりき」

—場立ち(仲買人の市場代表者)は、顔を知っているものとは千石・万石の取引をしても、互いに手を打ちあった契約は必ず守られる。

「世上に金銀の取やりには、預り手形(証文)に請判(印鑑)うけはん たしかに『何時なりとも御用次第』と相定あい し事さへ、其約束をのばし、出入さだめ (訴訟沙汰)になる事なりしに、いでいり 空さだめなき雲を印のそら (あてにならない)契約をたがへず」

—世の中には、証文に捺印して契約していても、約束を引き延ばすなど守ろうとせず訴訟になることが多いというのに、米市では手を打つだけで、普通なら当てにできそうにもない約束がきっちり守られている。

「其日切に損徳そのひぎり をかまわず売買せしは、扶桑第一の大商。そんとく 人の心も大腹ふそう 中にして、それ程の世をわたるなる。」

—先物取引のリスクなど覚悟のうえで相場を楽しむなんて、さすが扶桑(日本国)第一の大商人、大腹中だいふくちゆう (太っ腹)なことだ。と、商品先物取引を紳士のビジネスだと褒めたたえています。これこそ作家の感性、西鶴さんは物事の本質をよく掴んでいらっしゃる。

## 第 25 話 大阪証券取引所は江戸時代の通貨の取引所だったこと、知っていましたか？

江戸時代の通貨は三貨制で、金・銀・銭の貨幣がそれぞれ通用していました。江戸は金遣いで金 1 両は金 4 分、1 分は金 4 朱の四進法でしたが、大坂は銀遣い(秤量貨幣)で、重さによって貫・匁・分・厘。1 貫は 1 千匁、1 匁は 10 分という十進法ですから商売むきです。

東西で通貨が金と銀でちがっていた理由は、金の産地が甲斐国黒川や佐渡金山など東国寄り、銀は石見国大森銀山、生野銀山など西国で採掘されていたこと。関西では早くから貨幣経済がおこっていて、戦国時代の南蛮貿易でも銀を使って取引するなど、金よりも先に貨幣としていた歴史があったからです。

尾張(名古屋)は日本の真ん中ですから金銀の二刀流でしたが、蝦夷から青森、酒田を通して下関から瀬戸内を大坂にむかった北前船の影響で、日本海側の東北、北陸、出羽なども銀遣いでした。とって金をまったく使わないわけではありません。金は定位貨幣ですし、法定の交換価格がありましたが、浪速商人は公定相場なんて信用せず、別途相場をたてて、それを標準として通用させていたのです。

元和 2 年(1616)の頃、上方では 1 両は 51 匁の銀と引きかえられ、江戸では 1 両の小判は 65 匁の銀と交換されていましたが、上方から大量の商品が江戸に運ばれた延宝 3 年(1675)には、大坂は金 1 両が銀 60 匁 5 分だったのに、江戸では 50 匁 2 分と銀高になりました。困ったのは各地の大名で、大坂で年貢米を売って得た銀で高い金を買ひ、江戸で買うのは上方の商品ですから為替差損発生、頭の痛い話です。

幕府も黙ってはおられません。慶長 14 年(1609)に金 1 両につき銀 50 匁、銭 4 貫文を公定相場にしていたのを、元禄 8 年(1695)には実勢価格をうけいれて金 1 両は銀 60 匁に、銭は 6 貫 5 百文と定めて実行を促しました。

それでも商人たちは守らない。シビレをきらした幕府は 5 匁銀という定位貨幣を鑄造し、銀相場の如何にかかわらず、12 枚をもって金 1 両と交換すべしと厳命したのです。銀は重さで通用する秤量貨幣でしたが、金貨と同じ計数貨幣(表面に刻印された価値で通用)を登場させて公定相場を守らせたのです。が、敵はさるもの浪速商人。5 匁銀貨を「相場銀」と名付けて、金貨と同じように時の相場で銀と交換したのですから、元の木阿弥です。

金と銀の交換価値は商売上の利潤に折り込まれるのが普通で、幕末近くなると次第に金が高くなって、元治慶応のころには銀 150 匁前後になるのですから相場を考慮しないビジネスは立ちゆかなかったのです。

そこに登場したのが金相場会所で、北浜の「大阪証券取引所」が会所でした。大阪証券取引所の前身は通貨の取引所だったので、外国為替証拠金取引(FX)を上場するのも、ちゃんと理由があ

るのですね。

## 第 26 話 浪速のウォール街を古地図片手に散策

江戸時代の通貨は金・銀・銭でしたが、関東は金を使い、上方は銀というように通貨が違っていました。交換価格は幕府が定めていましたが、実際は金相場会所できまっていた、その会所が、現在の大阪証券取引所なのです。

もともと金相場会所は、メインストリートの高麗橋通りにありました。寛保3年(1743)に現在の大証の場所にうつり、正式に幕府が公許したのは宝暦13年(1763)のこと。大阪証券取引所の円筒形のエントランス(玄関)の北寄りの外壁には、大阪市の顕彰史跡として銅の銘文が埋めこまれています。

「近世、大阪はもとより全国の標準とされた金銭相場の立会いは、寛保3年(1743)以後ここ北浜の金相場会所で行われた」

会所の運営と管理は町奉行から公認された「十人両替衆」によっておこなわれ、毎日数百人の両替商が集合して金と銀の交換比率を決定します。正金銀(現物)の取引だけでなく「先物売買」も盛んになっていきました。

江戸時代のウォール街だったこの周辺を古地図を片手に歩いてみましょう。高麗橋は東横堀川に架かった公儀橋のひとつで、大坂城の正面であり船場の表口にあたるため高札場が設けられていて、ながらく大坂の里程基点、つまり中心でした。西にむかう高麗橋通りには「岩城升屋」「三井越後屋」「富山大黒屋」などの高級店がずらりと並んでいましたし、三井元之助の両替屋(日商岩井ビル)もあります。

一本北側の今橋通り1丁目は「金銀融通第一之場所」とよばれ、「天五に平五」と評判だった本両替の双壁、天王寺屋五兵衛と平野屋五兵衛が向かいあって店をだし、五兵衛×2で「十兵衛横町」と世間では囃したものです。

現在もそうですが、町割りは大阪城に近いところが1丁目で離れるほど2丁目、3丁目になっていきます。西に進んだ今橋通り2丁目には鴻池善右衛門の拠点がありましたし、さらに西に歩いて現在の御堂筋に百間四方2万坪といわれた「淀屋敷」がみえてくるはずです。その手前には「銅座」や「銀座」があり、先物取引を広めた山片蟠桃が学んだ「懐徳堂」や、天保9年(1838)にできた緒方洪庵の「適塾」からは福沢諭吉など、明治維新をつくりあげた多才な人材を輩出しています。

金相場会所は、明治になって金札(太政官札)が発行され、丁銀・豆板銀などの銀目遣いが廃止されたことで貨幣制度が統一されて、幕をおろすことになったのです。

会所が大阪株式取引所として再開されたのは明治11年8月のこと。上場していたのは堂島米穀取引所の株と公債などごくわずかで、取引方法は米市場とまったく同じ、法律も同じですから、ほとんどが先物取引でした。

## 第 27 話 浪速の三大市場「天満菜蔬(青物)市」は淀屋京橋屋敷から

江戸時代、浪速三大市場と呼ばれたのは「米市」と雑喉場の「魚市」、それに天満の「菜蔬(青物)市」でしたが、いずれもお米屋さんの「淀屋」と深い関係があります。

江戸時代の大坂の町は、天満、北、南という三郷からなりたっていて、そのちょうど中ほどの本町から北へ、淀川(大川)までを北、船場とよび、南の道頓堀川までを南、島之内とよんでいました。中之島は蔵屋敷が多く別格として、天満郷は淀川よりも北側の曾根崎村までをさします。天神橋をわたって橋の北詰めを川沿いに東にいくと現代は南天満公園になりますが、この川岸一帯が昔の「天満青物市」でした。

市場の歴史は、明応 5 年(1496)に蓮如(浄土真宗、本願寺第八世)が石山本願寺の前身の大坂御坊を創立したときの門前市にあったといわれていますが、豊臣秀吉の天下となった天正 11 年(1583)に、京橋南詰土手下(京橋 1 丁目)の淀屋常安の屋敷地に移っています。

その大坂の町が冬・夏の陣で焼け野原になって、元和 2 年(1616)に再興されますが、淀屋京橋屋敷が幕府御用地として収用されたため、青物市は大川沿いで出荷に便利な天満の地に移ります。天神橋北詰の東角が起点で、浜通りを東に竜田町の西角までが市場でした。

市場というのは独立した店舗が集まっている区域をさして、新たな青物市場に移ってきた問屋は 31 軒、市場には畿内はもちろん、紀伊・近江・丹波・小豆島・西国におよぶ広い地域から野菜が運びこまれていました。

ただ問題や摩擦も起きています。青果物の流通は天満市場だけにかぎらず、大坂市中に近在の小農民が百姓市を開いていたからです。百姓市は 20 カ所近くもありましたから、しばしば紛争となり、天満市場問屋から幕府に訴えでて、町奉行が禁止命令をだすのですが、つぎからつぎへと執拗に開催されてイタチゴッコ状態になってしまいます。

青物問屋たちは、百姓市の進出の阻止と天満青物市を守るため、株仲間を結成したいと幕府に願いました。安永元年(1772)にようやく株仲間の許可をえることになって公認の青物市場が誕生し、問屋株は 40、仲買株は 150 を数えました。

この界隈を『市場問屋名前帳』で見ると、市場浜 4 丁目で東西に分かれて問屋や仲買店が軒をつらねています。現在この公園は、天神祭で屋台がひしめき、春にはサクラの名所になっていますが、中央に「青物市場跡」の碑がたてられていて、裏面には「青物市は諸国に例をみない繁栄をつづけたが、昭和 20 年に戦災により廃絶した」と刻まれています。

## 第 28 話 海岸を埋め立てた「<sup>ざこぼ</sup>雑喉場魚市」は面積 3 千 130 余坪

船場の西一帯、江戸時代に浜が埋められた地域を「西船場」とよび、江戸堀三丁目から南の京場堀三丁目にかけて、「雑喉場」という魚介類の市場がありました。

米市、青物にならぶ浪速三大市場のひとつで、その東南、<sup>うつぼ</sup>鞆公園のなにわ筋西側を「永代浜」といいますが、ここを開拓したのが淀屋二代目言当、通称「<sup>こあん</sup>个庵」たちでした。<sup>えいだいはま</sup>塩乾物、<sup>えんかん</sup>塩魚、<sup>ひぎかな</sup>干魚などの卸売市場の創設にも尽力しますが、雑喉場といっても落語家のザコバ師匠とはちがいます。魚市場をさす普通用語で、高知の納屋掘雑喉場市場や広島<sup>こあん</sup>の雑喉場町（現在の国泰寺町）、東京・芝の雑喉場（港区芝 4 丁目）などもありますが、いつのまにか大阪独特の魚市場のように思われているようです。

歴史を豊臣時代にさかのぼると、天満町（現在の中央区伏見町）に生魚、塩干魚などを取りあつかう魚市場がありました。元和 4 年（1618）に生魚商のうち 17 軒が上魚屋町（現・中央区安土町 1 丁目・備後町 1 丁目）に移転して「<sup>うお たな</sup>魚の店」とよぶようになります。

幕府から生魚（鮮魚）専門の消費地卸売市場として公認されたのですが、大坂の町が拡大していくと漁船の接岸地がどんどん西に遠くなっていき、夏になると魚が腐る事故がおきるようになります。現在、この辺り一帯はビジネス街「本町」の一角をなして海の香りなど想像もできませんが、それからは<sup>さぎしま</sup>鷺島に出張所を設けて魚を売買するようになりました。

もともと鷺島では海辺の野田村や福島村の漁民たちが漁獲した魚を自ら販売していて「雑魚場」とか「雑喉場」とよんでいましたが、水陸の交通が至便ですから、上魚屋町の商人たちも一斉に移転をはじめ、天和 2 年（1682）には市中の魚取引のほとんどがここに集中するようになります。市場の入口には「御免魚市場」と大書した看板が建てられ、市場外での市売りは厳しく禁止しました。そのうち問屋の一部が雇人を場外へ派遣し、売れ残った魚を一般消費者に販売させる者が出てきます。彼らを「前売生魚商人」といい、これが後の仲買人です。

集荷は泉州沖から熊野灘、瀬戸内沿岸にいたる播磨・備後・安芸・周防・長門など 16 ヵ国におよび、販売は淀川や大和川を通じた広域流通市場に発展していったのです。雑喉場の記念碑を紹介しておきましょう。

「この地は古くから鷺島と称し、漁人が集まり近海漁獲の雑魚を商う浜であった。上魚屋町の生魚問屋も徐々に来住し、大坂三郷のすべての生魚問屋がここに移って魚市を形成、いつしか雑喉場の名を冠する町となった。以来、面積三千百三十余坪を擁する西日本最大の生魚市場として発展したが、昭和六年に大阪市中央卸売市場に他の市場とともに入場し、二百八十余年にわたる歴史の幕を閉じたのである。」

## 第 29 話 貴重な薬だった砂糖は、浪速の町でも盛んに取引されました

関西商品取引所で取引できる商品に、さとうきびから作る砂糖の原料「粗糖」がありますが、江戸時代から砂糖は魅力のある商品でした。

砂糖の生産が日本で軌道にのるのは 18 世紀なかば以降のことで、それまでは貴重品として薬種問屋があつかい庶民の口には入らないものでした。主産地の琉球王府にとっては最大の換金作物でしたから、収穫から製糖、流通にいたるまで厳しく管理し、私売買を禁じていました。幕府は国産化を奨励して中国福建に人を派遣し白糖・氷砂糖の製法を学ばせ、18 世紀の生産高 70 万斤から、19 世紀には 350 万斤へと 5 倍にふやしています。

大坂市場には 17 世紀中ごろから、琉球や奄美大島の黒糖。讃岐国の「三盆白」が入荷しており、19 世紀になると和泉国や紀伊国からも出荷があり、流通経路は道修町など薬種問屋などをつうじて取引されていました。黒糖は薩摩物産をあつかう薩州問屋が荷うけし、享保年間からは奄美大島、徳之島、喜界島の砂糖にかぎって薩摩藩蔵屋敷で直接販売されています。幕府は「砂糖荒物」の株仲間として 87 軒を許可し、仲買たちは堺筋に店を構えました。

天保元年(1830)ころの様子を繁昌詩では、「砂糖の大問屋は高台橋たかきやばしの南北にあり、薩州は是黒、讃州は白、日夜争いて秤上の碁のごとし。両国は盛んに船に積み堀江に達す」と、荷物は堀江の間屋が受けてそれを堺筋の仲買が買い、一部は大坂で売りさばき、それ以外は江戸に廻送していたと描いています。

幕末から明治初年、開港を契機に世界市場と接触した日本は、外国との厳しい市場競争にさらされ、低廉な外国糖が急速に浸透してきました。砂糖の会所(取引所)は、明治 6 年ころは平野町の堺筋から東に入ったところにありましたが、その後、中央区唐物町から末吉橋通り 4 丁目に移転し、明治 17 年に大阪砂糖売捌所となり、27 年には株式会社大阪砂糖取引所として先物 3 限月制の黒糖を上場していました。翌 28 年になって香港の舶来車糖を上場追加、ついで「白糖」、「甜菜糖」なども上場しています。取引は 10 俵単位で、呼び値の単位は百斤あたり何円何十何銭。取引の標準品は「毎年三月より新糖を建物(標準)とす。前年輸入の品(ひね物)は三厘引き格付け、前々年の分は売買なさざるべし」となっていました。

残念ながら昭和の戦時物価統制の波に押しつぶされ廃止。戦後、大阪砂糖取引所として再開されますが、統合によって現在では「関西商品取引所」に引き継がれ、現在「ミニ商品化」によって、手頃な投資対象として新たに注目を集めています。

### 第 30 話 海産物の俵物会所と牛市と

大阪証券取引所は江戸時代の金相場会所でしたが、お金に代わる商品の会所もありました。北浜 2 丁目、大証とは堺筋をはさんだ向かいの北浜中央ビルの場所に「俵物会所」が置かれていて、ここで取引されていたのが松前蝦夷地海産物でした。では、なぜ海産物がお金に代わる商品だったのでしょうか。

当時は鎖国で長崎だけが貿易の窓口として、外国品の輸入には金銀が必要でしたが、大量の金銀流出を心配した幕府は貞亨令<sup>じょうきょうれい</sup>（1685 年）を発して銅（主に鑄銭の材料）に切り換えます。しかし総輸出高の 70% を越えてしまい、元禄年間になると輸出する銅の確保さえ困難になってしまい、その対策として貿易額の増加分を銅代物替<sup>どうしろものかえ</sup>、つまり中国向け輸出海産物を公式に指定しておいて、求償貿易（バーター取引）として輸出銅に代えたのです。

それが中国に喜ばれた海鼠や干鮑<sup>なまこ ほしあわび</sup>などの俵物で、この種の海産物は不老不死の霊薬や、中華料理の高級食材としての需要が高く、宝暦 13 年（1763）から唐金銀の逆輸入が始まると俵物の輸出は一層拍車がかかりました。ただ、薩摩藩による密交易が問題になって、幕府は独占集荷体制をとりますが、大坂俵物会所だけは明治維新まで存続させています。そのため大坂には昆布やスルメ、寒天などが集まり、昆布が大坂名物になっていったのです。

食品ではありませんが、古いものには牛の市もありました。天王寺区逢坂 2 丁目、大坂の陣で徳川家康が陣屋（淀屋の寄贈です）を構えた茶臼山のすぐそば、観音寺の北側を逢坂筋に入った魚小路の西側に、明治 2 年頃まで牛市が立っていました。歴史は古く、聖徳太子が四天王寺を落成したときに牛市を立てさせたという伝承があり、天正 12 年（1584）には豊臣秀吉に仕えた小出秀政（岸和田 3 万石の城主）は、牛市への入牛について、「在郷において留置、うりかい候由曲事之儀候、一疋二ても其通二候ハ、堅可申付候」（天王寺牛市で売買されるべき牛を、在郷に留めおいて取引するのは例え一疋でも禁止）という独占的な特権を認めたと書下状を与えていました。

江戸幕府も同様の証文を交付していて、牛市は摂河泉播四カ国の牛売買権を掌握していました。『日本山海名物図會』によると、「備前、備中の国々にて牛を飼って子を産し、これを百姓がめいめいに大坂天王寺に引来り」とあり、当時の天王寺村への入牛数はおよそ 1 千 300 疋前後でした。途中で農民の自由化運動で窮地にたたされますが、畿内最大のマーケットとして、明治初年まで存続する事になったのです。

